

栗山町議会

議会報告会

2015

- ① 議員定数を1名削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・1、2
- ② 政務活動費の増額を決定・・・・・・・・・・・・・・・・3～5
- ③ 議会議員の政治倫理条例を制定・・・・・・・・・・・・6
- ④ ごみ処理方針を変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・7、8
- ⑤ 各常任委員会の活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・9
- ⑥ 意見書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- ⑦ 昨年の議会報告会での議会側に対する意見・要望・・・・11
- ⑧ 町税等の未納金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- ⑨ 賛否の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

栗山町議会基本条例前文

平成18年5月18日制定

①議員定数を1名削減

平成23年の町議会議員選挙を前にした議会報告で町民の皆さんから議員定数について見解を求められ、次期選挙に向けて検討する旨回答した。

その後、議会としての結論を出すため、議員定数問題等調査特別委員会を設置（平成25年6月）し検討を進めてきた。

平成26年3月議会定例会で、特別委員会委員長より報告があり、議員定数1名減と報酬は現状維持で可決した。

（平成27年4月より施行）

【議会定数問題等調査特別委員会の審査経過】

H23年8月	地方自治法改正により、人口区分に応じた定数上限（22人）が撤廃
H25年6月	議員定数等調査特別委員会を設置
H25年8月	今後の進め方について検討
H25年10月	専門的な知見の活用 （北海道大学名誉教授 神原 勝氏）
H25年11月	町内各団体との意見交換（一般会議） 議友会、栗山消費者協会、栗山町ボランティア 連絡協議会、栗山商工会議所、栗山青年会議所、 そらち南農業協同組合、同青年部、同女性部、 農民協議会、各町内会長・自治会長
H26年2月	町民意見の募集 議会報告会 参考人招致（北海道町村議会議長会 事務局長 勢簾 了三氏）
H26年3月	特別委員会の審議結果 ・議員定数1名減⇒賛成5 反対5 で委員長裁決により可決 ・議員報酬現状維持⇒全員賛成で可決

平成26年3月議会定例会で議会より提案

一般会議での意見(主な意見)

- 人口が減るから議員を減らすということでもない。行政の足りないところを議会が補い、未来に向かって発展していくことが議会の大きな使命。
- 13人でいい。報酬は減らせればいいというものではない。地元議員に1番話しやすく、町民の声が議会に届くのでは。
- 議員数は、ある程度の人数がいて議論する方が良い。近隣町を見ても現状で妥当ではないか。
- 報酬は、活動日数等による根拠を住民にわかるよう提示いただき、それに対し支持を受ける努力が大事。定数は1千人に1人の割合で多くはない。
- 定数削減により多くの地域を1人でカバーすることは、肉体的にも精神的にも責任が増すことになる。本町は農・工・商のバランスが良い町であり、それぞれの組織代表が議員になれば町全体で良くすることが理想。
- 特定の団体・地域の利益代表というイメージがあるが、そうではなく、町の発展につながる考え方でやってもらいたい。
- 議員定数の削減は町の活性化につながらない。議員一人ひとりが町を良くする気持ちを持ち、議員数を増やしてはどうか。

パブリックコメント 町民意見の募集結果(主な意見)

【定数】・ 12人。運営に支障がなければ問題ない。

- ・ 昨年から欠員で議会運営に支障がなければ12人へ。
- ・ 町民の意見、町内の状況を把握するには13人は必要。
- ・ 人口減のため12人が妥当。
- ・ 12人。人口1千人に1人位が望ましい。
- ・ 15人。町民意見を十分に反映するには一定数が必要。
- ・ 10人以内。議員の役割活動を再構築するべき。
- ・ 13人。人口が減っても議員の仕事が減るわけではない。
- ・ 13人。1人の負担が大きくなる。地域とのつながりが薄くなる。

【報酬】・ 妥当。町のために使われる活動費であれば増額も必要。

- ・ 妥当。活動費であって生活給ではない。
- ・ 月額21万円。小額でも引き上げ若い人が議員になる気持ちを持たせたい。
- ・ 平均より高いので1万円減額の18万6千円。
- ・ 妥当。近隣市町村に準ずる。
- ・ 25万円。議会活動に専念するには現在の報酬は少ない。
- ・ 妥当。仕事の内容がはっきりわかれば高くとも良い。
- ・ 25万円。若い人が立候補するように引き上げては。
- ・ 妥当。活動に必要な資料や研修費用を拡充しては。

【特別委員会での審議結果】

議員定数『1名減』、報酬『現状維持』

議員定数は、本町の人口減少傾向にある状況を鑑み、やむを得ないが、責務遂行の妨げにならないよう代表者としての自覚を持ち、資質の向上に努める。

報酬は、現在の活動状況を鑑み、現行額とする。

議員定数1名減：賛成5 反対5で委員長裁決により可決
議員報酬の現状維持：全員賛成で可決

議員による討論(主な意見)

【1人減】定数を定める基準はないが、人口は減少している。1人減らした中で、個々が責任の重さを自覚し、より充実した議会を目指す。

【1人減】今まで以上の努力で12人でもやっていける。いろんな意見があるが、今まで以上に町民に見える議会運営をしなければならない。

【現状維持】議会の役割は、参加する議会、討論する議会、提言する議会であり、定数減は議会基本条例の本文に照らしても疑義がある。定数削減が議会改革ではない。

【現状維持】議員定数を減らせば住民の声が届きにくくなる。議員数が減ることで多様な意見が出にくくなり、オール与党的になることで、二代表制が発揮しにくくなる。

平成26年3月議会定例会で

賛成6、反対5により可決

②政務活動費の増額を決定

平成26年9月議会定例会で議会より提案

議会基本条例では、議会は地域における民主主義の発展と町民福祉のために果たすべき役割を求められており、そのために政務活動費を活用しての調査研究がますます重要になってくるが、現在の交付額では十分な調研究活動を行うことができていない。

そこで、これまでに増して、使途の適正性や透明性を高め、議員の自己研さんと資質の向上並びに幅広い視野からの充実・強化を積極的に図っていくことが必要であることから、政務活動費の増額を決定した。

【改正前】

年額 96,000 円(月額 8,000 円)

- ・ 交付方法 年度当初に一括交付
- ・ 調査 必要に応じ議長が調査



平成27年4月から

【改正後】

年額 240,000 円(月額 20,000 円)

- ・ 交付方法 政務活動後、四半期ごとに交付
- ・ 調査 専門知識を有する第三者による監査

【これまでの経過】

H11年7月	「地方分権の推進を図るために関係法律の整備に関する法律」成立。
H12. 5月	「地方自治法」改正により、地方議会の議員の調査研究に必要な一部として、「政務調査費」を交付できることとなった。
H14年12月	「栗山町議会政務活動費の交付に関する条例」を制定し、翌年4月1日より年額96,000円（月額8,000円）を交付。 ※常任委員会ごとの道内政務調査は、付託議案の審査等で必要な場合に実施へ変更。
H24年9月	「地方自治法」改正により「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更。 使途が拡大されるも、本町議会は議員の資質向上につながるものを前提とした。
H26年8月	政務活動費の増額について、議会ホームページによりパブリックコメントを実施。
H26年9月17日	賛成多数により可決。

【全道町村における政務活動費の支出状況】

(H25年7月1日現在)

町 名	議員 定数	国勢調査 人口(人)	一人当たり交付額 月額(円)
栗山町	13	13,340	8,000
京極町	10	3,812	10,000
下川町	8	3,608	10,000
上川町	11	4,532	10,000
福島町	11	5,116	5,000
上ノ国町	12	5,428	10,000
鹿追町	11	5,702	10,000
東川町	12	7,859	13,333
南幌町	11	8,778	8,000
東神楽町	12	9,292	6,667
美深町	14	10,956	13,000
長沼町	14	11,691	8,000
当別町	17	18,766	10,000
釧路町	16	20,526	15,000
美幌町	14	21,575	20,000
音更町	22	45,085	8,333

【空知管内市における政務活動費の支出状況】

(H25年7月1日現在)

市 名	議員 定数	国勢調査 人口(人)	一人当たり交付額 月額(円)
岩見沢市	26	90,415	10,000
美唄市	14	26,034	(8,333)
芦別市	12	16,628	7,000
三笠市	10	10,211	4,200
滝川市	18	43,588	10,500
砂川市	14	19,056	10,000
深川市	16	23,709	10,000

【本町議会では政務活動費の用途を限定】

平成24年の地方自治法の一部改正により「政務調査費」から「政務活動費」に名称が改められ、その用途が拡大されたが、本町議会は従来と同様に用途は拡大せず、あくまでも、議員の資質向上のために使用することとしている。

パブリックコメント 町民意見の募集結果(主な意見)

【増額反対】

ホームページによる周知だけでは公募とは言えない。この提示の仕方では、増額の正当な理由はないと考え認められない。

【政務活動費廃止】

議員報酬は多いと感じる。現在はインターネットで多くの情報を簡単に入手できる時代であり、政策研究は報酬で負担できる。

【町民の意見を直接聴いてから】

議員定数を1名削減して、益々一人ひとりの活動量が増える中、政務活動費を増額すれば良い訳ではない。

【現状維持】

増額の根拠が曖昧。十分な根拠を示し町民との議論を経てから。

【現状維持】

議員たる資質があるから現在議員なのであり、お金の多寡にかかわらず自己研さんは深められ、お金をかけたからといって飛躍的な資質の向上にはつながらない。

【町民理解を得てから】

過去の活動報告を見ても増額の根拠が見えない。急がずに町民理解を得てから結論を出すべき。

【政務活動費を廃止し報酬へ加算】

増額の根拠が不明。政務活動費を廃止し報酬へ加算して、活動報告を年度末に行い残れば返還しては。議員活動の資金として、政務活動費も報酬も出所、使い道が同じでは。

議員による討論

【反対】 導入後、11年が経過したが、その間、増額の意見はなかった。モニター会議、13日間のパブリックコメントでは、町民への説明責任を果たしていない。

【反対】 住民参加・情報公開の観点から極めて不十分であり、増額の理由、緊急性が妥当なのか、町民への説明責任も果たしていない。また、これまでの検証が求められるのではないか。

【賛成】 新人議員は、参考図書購入などのため、費用がかかる。増額により自己研さんを積む機会を増やしていただき、専門的な勉強をしたい。

【賛成】 議員定数1名減により個々の議員の負担は大きくなり、さらに議員の資質の向上を図らなければならない。これからの議員のなり手にも自己研さんを積む機会を保障することは無駄ではない。

【賛成】 本町の職員は一生懸命勉強しており、そのチェック機能である議会も勉強しなければならない。現議員の資質の向上と次の候補者の擁立につながる。

平成26年9月議会定例会で

賛成10、反対2により可決



③議会議員の政治倫理条例を制定

平成26年12月議会定例会で議会より提案

栗山町議会基本条例第23条には、議員の政治倫理に関する規定があるが、町民の付託に応える活動を行い、より一層の政治倫理の確立と向上に努め、公正性と透明性の確保、町民に信頼される開かれた議会づくりを進めることが必要と考え、平成25年度から議会改革推進会議において論議を重ねてきた。
その結果、別途政治倫理に関する基本となる事項を明確かつ具体的に定めた議会議員政治倫理条例を制定した。
(平成27年4月1日から施行)

【制定までの経過】

H25. 9月～H26. 12月	議会改革推進会議による協議 (7回開催)
H26. 9月～12月	全員協議会を2回開催
H26. 11月	議会だより及び議会ホームページで パブリックコメントを実施

平成26年12月議会定例会で



全員賛成により可決

パブリックコメント 町民意見の募集結果

【条例不要】

政務活動費の増額に対しての心構えを表そうとしていると考えている。調査請求は選挙権を有する町民の50分の1だが、ハードルが高く10名で十分。

【条例不要】

議会基本条例に倫理に関する条項があるにもかかわらず、新たに条例を制定することで事務繁多になり本来業務が妨げられてはいけない。

【条例制定に疑問】

条例制定の理由(趣旨)、議会基本条例との関係が不明。審議会が議員のみで「仲間同士」の審議は審議と言えるのか。

【条例制定賛成】

民主主義の原則で議員個人の私利私欲でのためでなく、公正・公平に町民のための議会運営に貢献できる。

④ごみ処理方針を変更

本町では、ごみの減量化による環境にやさしい循環型社会のまちづくりを目指し、平成16年4月からごみの有料化を開始し、ごみを分別し資源として活用することで埋立量を減らし、最終処分場の延命化を進めてきた。

- 堆肥化施設では、生ごみと下水道汚泥を堆肥化（栗肥土）し、町民還元を実施。
- 資源リサイクルセンターでは、缶、びん、ペットボトル、新聞、雑誌、段ボール等を種別ごとに業者委託し再資源化を実施。
- 炭化施設では、最終処分場の埋立量を減らすため、ごみの炭化を実施。
- 最終処分場では、炭化処理できないごみを埋め立て処理。



平成26年5月・7月、2基の炭化炉が冷却配管の漏水など重大な故障が発生したことにより、炭化処理施設が稼働停止。



炭化施設の多額な修理費用に併せ、維持管理費の増大、施設の安全面を確保のため施設稼働日数減少が見込まれることから、**炭化処理施設の廃止を決断**し、千歳市、北広島市、長沼町、南幌町、由仁町で構成される**ごみ処理広域組合（道央廃棄物処理組合）**へ加入し、**共同で焼却処理を行う**方法へごみ処理方針を変更することとした。

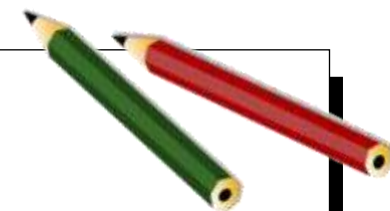
【炭化施設導入からの経過】

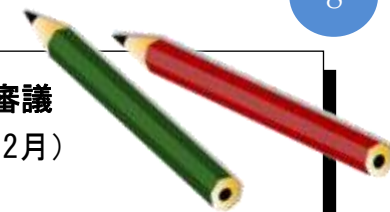
H23年4月	実施設計完了
H23年4月	稼働開始
H24年9月	1号炉扉破裂事故発生
H26年5月	1号炉稼働停止
H26年7月	2号炉稼働停止
H26年9月	施設廃止に向け協議開始

【町の対応】

町は、炭化処理施設の故障経過や炭化処理施設の廃止に伴うごみ処理方針の変更に関する町民説明会を、11月10日から14日までの4日間、総合福祉センター「しゃるる」、南部公民館、カルチャープラザ「EKi」、角田農村環境改善センターの4会場で実施してします。

今後は、ごみ処理広域組合の構成市町及び関係機関と組合加入に向けた協議を進めていきます。





【町との協議経過】

H26年 9月1日	一般廃棄物の処理方針について（全員協議会）
H26年 9月30日	ごみ処理方針の変更について（一般会議）
H26年10月21日	ごみ処理方針の変更について（一般会議）
H26年11月13日	ごみ処理方針の変更について（一般会議）
H26年11月14日	産業福祉常任委員会現地視察
H26年12月 2日	ごみ処理方針の変更について（一般会議）

【議論の経過】（議会での町に対する主な質疑）

議員 脱焼却には同意していたが、炭化施設の建設そのものが間違いだったのか？

町長 平成11年から協議を始め循環型社会への対応として慎重に議論し、各施設を順次整備してきた。結果には事故が発生したことから間違いだったことになる。

議員 施設建設に係る補助金の返還は？

まちづくり総括 現在協議中だが、一部返還が生じる見込み。

議員 炭化炉の製造業者の責任は？

副町長 瑕疵担保責任は2年で、既に経過している。法的な闘争をしても難しく損害賠償は考えていない。

「炭化施設の廃止にかかる陳情書」を審議
（平成26年12月）



産業福祉常任委員会へ付託
※採択すべきものとして決定

【議会としての決断】

「道央廃棄物処理組合への加入促進に関する決議」を提案

本町の廃棄物処理は、環境にやさしいまちづくり実現のために脱焼却を進め、徹底したごみ資源化や中間処理を行い、最終処分量の減容に努めるなど最終処分場の延命を目指して適正なごみ処理体制を図ってきた。

平成23年から導入した炭化処理施設は、最終処分場の埋め立てごみ減容のため、炭にできるごみを炭化処理してきたが、故障により稼働停止・廃止せざるを得なくなったところである。

今後もこの炭化処理施設を継続していくには、装置の安全性が確保できず、また維持していくため高額な費用を要することが想定され、さらにごみ分別の困難性を解消するための簡易な分別方法が求められていることから、これを契機としてごみ処理方針を変更し、道央廃棄物処理組合による広域で行う焼却処理方法が、本町の将来にわたる財政面や長期的にみても最善であると考えらる。

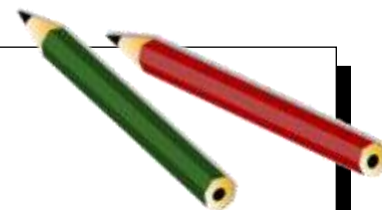
よって本町議会は、道央廃棄物処理組合への加入推進に向けての取り組みを積極的に進めるよう求めるものである。



平成26年12月議会定例会で

全員賛成により可決

⑤各常任委員会の活動内容



■産業福祉常任委員会

「ごみ処理の実態について」

- ・ごみ処理事業の全般について 6/6

【最終処分場・炭化施設・堆肥化施設・資源リサイクルセンターの概要及び実績】

- ・現地視察 7/31

【最終処分場、炭化施設、堆肥化施設、資源リサイクルセンター】

「商店街の実態について」

- ・商店街の現状、商店街振興対策事業等について 10/1

- ・商店街の実態に係る意見交換会 10/23

駅前通り商店街組合との意見交換（栗夢プラザ）

「建設事業の実態について」

- ・工事請負契約について 11/14

- ・現地視察 11/14

水道管老朽管更新工事（中央4）、どうえい団地新築工事、栗山由仁線舗装整備工事・王子橋補修工事など

■総務教育常任委員会

「町税の実態について」

- ・町税等の概要について 6/4

- ・滞納対策の状況について 8/1

「社会教育の実態について」

- ・ふるさと自然教育事業全般について 10/17



産業福祉常任委員会現地視察（水道管老朽管更新工事）

⑥意見書の提出

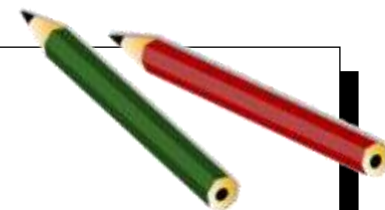


意見書とは？

町では対応できない重要な事項について、議会としての考えや意思を意見としてまとめた文書のことです。各議員から提出された意見書案は、本議会で可決されたのち、地方自治法（第99条）に基づき、意見書として国や北海道などの関係機関へ提出します。

No.	件 名	議決月日	審議結果
1	「農林水産業・地域の活力創造プラン」改正に関する意見書	6月19日	可決
2	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	9月17日	〃
3	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	〃	〃
4	「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書	〃	〃

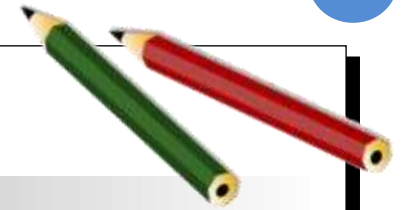
⑦ 昨年の報告会での議会側に対する 意見・要望



全会場取りまとめ

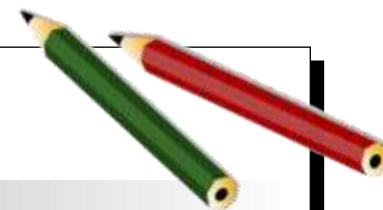
No.	意見・要望事項	処理・対応
1	予算・決算審査については、2 常任委員会の専門性を生かして審議してはどうか。	予算審査は議長を除く 11 名、決算審査は議長及び監査委員を除く 10 名で特別委員会を設置し行っており、共通認識・理解を得るために今後も全委員で審議してまいります。
2	二元代表制の中で、行政に対しては是々非々で臨んでいただきたい。	議会は執行機関をチェックし、各議案に対しては是々非々の態度で臨むことが重要でありますので、今後もそのように取り組んでまいります。
3	会計制度を熟知していただき、町の資産について検証してほしい。	中長期財政問題等調査特別委員会で、決算に基づく財務諸表 4 表、各会計別財務諸表等の審議を行っており、その中で町の資産についても検証しております。
4	議会報告会の開催は高齢者が増える中、昼間の時間帯を望む。	議会報告会の開催時間については、会場となる町内会及び自治会の会長さんと協議のうえ、これからも都合の良い集まりやすい日程で調整してまいります。
5	町のホームページにも、議会の情報を載せて欲しい。	町議会としても独立したホームページがありますので、ご覧いただきたいと思います。
6	議会だよりが見やすく読みやすいので、もっと各議員の意見を載せるべき。	引き続き各議員の意見がわかるような紙面づくりに努めてまいります。
7	エゾシカ食肉加工施設の現状はどうなっているのか。	産業福祉常任委員会の所管事務で調査をいたしました。現在は（株）アルデバランに管理・運営を委託し、精肉加工処理作業を行っています。議会でも今後注視してまいります。

⑧町税等の未収金



内訳	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
町税	1億5,363万円	1億5,618万円	1億5,852万円	2億2,081万円	2億1,762万円
公営住宅使用料	679万円	860万円	1,068万円	1,348万円	1,625万円
保育料	148万円	133万円	140万円	209万円	223万円
給食費	275万円	266万円	273万円	272万円	314万円
老人保護措置費	72万円	73万円	74万円	73万円	73万円
下水道受益者負担金・使用料	2,260万円	2,950万円	3,121万円	1,504万円	1,728万円
国民健康保険税	1億 600万円	1億1,420万円	1億1,982万円	1億2,046万円	1億1,848万円
介護保険料	260万円	282万円	262万円	348万円	331万円
後期高齢者保険料	130万円	100万円	88万円	113万円	93万円
水道料金	4,175万円	5,863万円	5,348万円	5,479万円	5,724万円
その他	110万円	85万円	21万円	3万円	0
合計（現年、滞納繰越含む）	3億4,072万円	3億7,650万円	3億8,229万円	4億3,476万円	4億3,629万円

⑨賛否の公表



	議 件 名	議 決 年月日	採択結果	八木橋義則	友成克司	大井賢治	三田源幸	小寺進	大西勝博	大平逸男	土井道子	藤本光行	檜崎忠彦	置田武司	重山雅世	鶴川和彦
①	栗山町議会の議員定数を定める条例の一部を改正する条例	平成26年 3月20日	原案可決	○	×	○	○	○	○	×	／	○	×	×	×	—
②	特別職の職員の給与に関する条例及び栗山町教育委員会委員長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	平成26年 5月15日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	—
③	栗山町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	平成26年 9月17日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	—
④	栗山町議会政務活動費の交付額の見直しの撤回を求める陳情	平成26年 9月17日	不採択すべきものと決定	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	—
⑤	栗山町議会議員政治倫理条例	平成26年12月18日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
⑥	炭化施設の廃止にかかる陳情	平成26年12月18日	採択すべきものと決定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
⑦	道央廃棄物処理組合への加入推進に関する決議	平成26年12月18日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

北海道栗山町議会

〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252

TEL 0123-73-7517 ／ FAX 0123-72-1233

E-mail gikai@town.kuriyama.hokkaido.jp

平成27年3月